

後期高齢者医療 療養費支給申請(補装具)に必要な書類

1. 療養費支給申請書

2. 治療用装具製作指示装着証明書 【原本】

※補装具を必要とする医師の証明書等

3. 装具店の領収書 【原本】

支払い後に発行される装具店の領収書で内訳明細のあるもの

※領収書原本は審査のために必要です。確定申告等に使用するために領収書の返却を希望される場合は、その旨を明記したメモを付けてください。確認後、領収書の裏面に受付印を押し、普通郵便で返送します。

【申請にあたっての注意】

- ◆ 靴型装具については写真の添付が必要です。(靴型装具申請の場合のみ。)
靴型以外の補装具の場合は添付不要です。

以下の要件を満たした写真を【治療用装具写真貼付台紙】に添付してください。

- ① 治療用装具の全体像が確認できる写真であること。
- ② 付属部品等も含めて購入したすべての治療用装具が撮影されていること。
- ③ 中敷き等がある場合は靴から取り出した状態で撮影されていること。
- ④ ロゴやタグ(サイズ表記)が撮影されていること。(ロゴやタグがない場合は不要。)

※ 写真撮影は、被保険者本人、家族、義肢装具士、事業者等いずれであっても差し支えありません。申請後、写真の返却はできません。

- ◆ 申請にはマイナンバー(個人番号)の記入が必要です。併せて、本人確認書類(資格確認書、運転免許証、パスポート等)の写しとマイナンバーの通知カードまたはマイナンバーカードの写しを同封してください。

医師が必要と認めた補装具(コルセット等治療用装具)を作ったときは、一旦10割の金額をお支払いいただきますが、申請により後期高齢者医療広域連合で必要と認められた部分について、支払った費用の一部の払い戻しが受けられます。ご提出いただきました申請書を、品川区から審査機関へ提出し、審査で認められてからの支給となりますので、申請から支給決定まで3~4か月程度かかります(4か月以上かかる場合もあります。)。また、審査の結果、支給されない場合もあります。振込日が決まりましたら、東京都後期高齢者医療広域連合から支給決定通知が郵送されます。

【お問い合わせ】

品川区役所 国保医療年金課

高齢者医療係(区役所本庁舎4階④番窓口)

電話: 03(5742)6736

FAX: 03(5742)6741